

(証券コード6095)
2019年12月2日

株主各位

東京都中央区銀座六丁目18番2号

メドピア株式会社

代表取締役社長 石見陽

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月16日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年12月17日(火曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング2階大会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">1. 第15期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)
事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第15期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)
計算書類報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://medpeer.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を一層強化するため取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、当社は、安島孝知氏、川名正敏氏両名の選任が承認された場合には、安島孝知氏に従来の社外取締役から業務執行取締役としてご就任いただくとともに、川名正敏氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	いわ 石 見 よう (1974年3月9日生) 再任	1999年4月 東京女子医科大学病院循環器内科学入局 2004年12月 株式会社メディカル・オブリージュ（現当社）設立 2005年5月 当社取締役 2014年10月 当社代表取締役社長（現任） 2016年7月 株式会社綜合臨床ホールディングス（現株式会社EP綜合）取締役（現任） 2016年10月 株式会社Mediplat取締役 2016年10月 株式会社フィットプラス取締役		5,600,000株
2	はやし 林 みつ ひろ (1973年10月18日生) 再任	1996年4月 藤田観光株式会社入社 2003年12月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2009年4月 同社執行役員EC事業本部長 2015年4月 株式会社ベータカタリスト取締役（現任） 2015年11月 株式会社Mediplat代表取締役（現任） 2016年10月 株式会社フィットプラス取締役（現任） 2016年12月 当社取締役（現任）		21,758株
3	あ 安 島 孝 知 とも (1962年1月30日生) 再任	1984年4月 Bain & Company Japan, Inc. 入社 1989年10月 株式会社コーポレイトディレクション入社 2005年6月 株式会社CDIメディカル代表取締役CEO（現任） 2010年3月 株式会社コーポレイトディレクション取締役（現任） 2014年6月 日水製薬株式会社社外取締役（現任） 2018年12月 当社社外取締役（現任）		一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
4	<p>かわ な まさ とし 川 名 正 敏 (1953年11月27日生)</p> <p>新任</p>	<p>1978年 5月 東京女子医科大学 循環器内科入局</p> <p>1991年 9月 Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員</p> <p>1991年12月 Vanderbilt University School of Medicine 研究員</p> <p>2004年 3月 東京女子医科大学循環器内科教授</p> <p>2005年 4月 同大学附属青山病院病院長</p> <p>2014年 4月 東京女子医科大学病院副院長</p> <p>2014年11月 同院総合診療科教授</p> <p>2018年 6月 伊藤忠商事株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2019年 2月 早稲田大学大学院先進理工学研究科客員教授（現任）</p> <p>2019年 4月 東京女子医科大学名誉教授（現任）</p> <p>同大学特任教授（現任）</p>		一株

- (注) 1. 川名正敏氏は社外取締役候補者であります。
2. 川名正敏氏を社外取締役候補者とした理由は、医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。
- なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。
4. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2010年12月29日開催の当社第6回定時株主総会において、年額500百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てるここといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、取締役（社外取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分は、当社取締役会にて決定することいたします。

なお、現在の当社の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、

当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点で、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループが属する医療・健康産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、既に減少に転じている生産年齢人口が2025年以降にさらに減少が加速する中で団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達して高齢者数がピークを迎える、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。かかる展望を踏まえ、持続可能な経済財政の基盤固めに向けた構造改革を日本政府は推進しており、健康寿命の延伸を喫緊の課題として『予防・健康管理』と『自立支援』に軸足を置きつつ、テクノロジーの活用により医療・介護サービスの生産性向上を実現する、新しい医療・介護システムを2020年までに本格稼働させることとしております。

さらに、製薬企業は医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環としてウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワークなど、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化しております。これにより、製薬企業にとってのe-Marketingは、かつての医薬情報担当者（MR）の「補完」としての位置づけから「主軸」としての活用を期待されるポジションへと変化しております。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.（医師を支援すること。そして患者を救うこと。）」を実現すべく、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開するドクタープラットフォーム事業と、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開するヘルスケアソリューション事業に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,045,538千円（前年同期比38.5%増）、営業利益558,431千円（同51.8%増）、経常利益554,922千円（同46.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益394,850千円（同91.4%増）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

① ドクタープラットフォーム事業

ドクタープラットフォーム事業では、MedPeerのドクタープラットフォームを基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開しております。

国内医師の3人に1人にあたる12万人超の医師会員が参加する「MedPeer」サイトにおいて、「一人の医師の疑問は多くの医師の疑問かもしれない」というコンセプトを基に、医薬品や疾患など臨床に関するテーマから、医師のキャリアやプライベートまで、医師同士が経験や知識を“集合知”として共有する、医師限定のユーザー参加型のコンテンツ(UGC : User Generated Contents)を提供しております。

当連結会計年度においては、国内医師の3人に1人の医師会員が利用するMedPeer上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。また、薬剤評価掲示板などの広告配信を中心とした収益機会をコンテンツ制作や効果測定などの領域にも拡大させることを意図したサービス開発や提携を推進してまいりました。さらに、医師向けのキャリアサービスにおいて「MedPeer SCOUT」や「CLINIC Support」などの新たなサービスを展開するなど、これまでの医師会員基盤を活用した事業領域の更なる拡大を推進しております。

これらの結果、売上高は2,283,375千円、セグメント利益は820,336千円となりました。

なお、当連結会計年度より、従来、ドクタープラットフォーム事業に含めておりました当社の広報・採用部門にかかる費用について、グループ全体の広報・採用活動を担う役割が増したことから、当セグメントの経営成績をより適切に把握するため、全社費用として区分しております。この変更に伴い、従来の方法に比べて、当連結会計年度のドクタープラットフォーム事業のセグメント利益が、119,358千円増加しております。

② ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業では、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開しております。

当連結会計年度においては、子会社の株式会社Mediplatが運営する医療相談プラットフォームサービス「first call」、及び、株式会社フィットップラスが展開する特定保健指導事業の各事業の収益基盤の強化に注力してまいりました。また、株式会社Mediplatと株式会社スギ薬局の共同事業である「スギサポ」において、歩数記録アプリ「スギサポwalk」をはじめとするライフログプラットフォームの拡大を図るなど、事業拡大を推進してお

ります。

これらの結果、売上高は762,700千円、セグメント利益は94,196千円となりました。

セグメント別売上高

事 業 別	売 上 高	構 成 比
ドクタープラットフォーム事業	2,283,375 千円	75.0 %
ヘルスケアソリューション事業	762,700	25.0

(注) 1. セグメント間取引を含んだ金額となっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は114,715千円であり、その主なもの
は以下のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主な設備

本社における設備等の取得	46,683千円
ドクタープラットフォーム事業におけるシステムの開発・整備	43,729千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新株予約権の行使により1,209,840千円の資金を調
達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループのサービス提供先となる健康・医療産業において、e-Marketingの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化とともに、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を高めていく必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

- ① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長
- ② 知名度の向上
- ③ サイトの安全性強化
- ④ 収益基盤の強化
- ⑤ 競合他社への対応
- ⑥ 優秀な人材の採用
- ⑦ 経営管理体制の強化

① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持するためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていくうえでの疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また、「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから社会的信頼を確保するためにも、個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（※）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持を進めてまいります。

※ 製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するため定めている製薬業界の自主ルール

② 知名度の向上

当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、当社グループが運営する「MedPeer」「first call」「DietPlus」の各サービスの知名度の向上を図ることが必要あります。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは、今後も当社グループ及び各運営サイトの知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進してまいります。

③ サイトの安全性強化

インターネット技術の進化に伴い、インターネット上の情報共有の重要性は認識されておりますが、一方で、サイトの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサイトに比して、より社会的に大きな影響を与える重要な情報であることを深く自覚しております。

このため、サイトの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底してまいります。

④ 収益基盤の強化

当社グループは、製薬企業を顧客としたマーケティング支援サービスを主な収益源としております。一方で、当社グループが安定した成長を続けていくためには、医療のみならず、健康・予防を含めた医療・健康産業全般を対象とした事業展開を模索していく必要があります。

この課題を解決するために当社グループでは、グループ各社がそれぞれ事業を成長させることはもとより、最新技術の活用やグループシナジーの創出を通じた新サービスの開発を図ることなどにより収益基盤の強化を進めてまいります。

⑤ 競合他社への対応

医療・健康産業においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新しい技術が生まれることによる新規参入企業が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、健康に対する認知理解が深まれば、当社グループにとってもメリットは大きいものと思われます。当社グループでは、ユーザーにとって使い勝手の良いサイト構築を進めるとともに、進化する各種技術を活用することで、更なる成長に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」サイトをはじめとしたオンライン・プラットフォームによるサービスを事業基盤としており、それらの利便性及び機能の維持向上のためにも、サイト構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働く環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めてまいります。

⑦ 経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的なサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第12期 2016年9月期	第13期 2017年9月期	第14期 2018年9月期	第15期 2019年9月期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)		973,648	1,559,024	2,199,164	3,045,538
経 常 利 益(千円)		51,256	65,996	379,395	554,922
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△)(千円)		23,611	△363,270	206,332	394,850
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)		1.37	△20.90	11.46	21.04
総 資 産(千円)		1,754,420	1,611,108	2,570,053	4,009,972
純 資 産(千円)		1,221,509	825,389	1,768,888	3,414,326
1株当たり純資産額(円)		69.74	46.57	89.07	164.05

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益又は純損失(△)」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社Mediplat	182,500千円	51.0%	産業保健支援サービス「first call」 及びログプラットフォーム事業
株式会社フィットプラス	100,000千円	100.0%	特定保健指導関連サービス及び管理 栄養士による食事トレーニングサー ビス

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
ドクタープラットフォーム事業	医師の集合知を活用したサービス
ヘルスケアソリューション事業	健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援サービス

(8) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区銀座六丁目18番2号

② 子会社等

名称	所在地
株式会社 Mediplat	東京都中央区銀座六丁目18番2号
株式会社フィットプラス	東京都中央区銀座六丁目18番2号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
136名	40名増

(注) 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
92名	26名増

(注) 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	146百万円

2. 会社の株式に関する事項（2019年9月30日現在）

- (1) 発行済株式の総数 19,762,900株
- (2) 株主数 5,443名
- (3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石見 陽	5,600,000株	28.3%
BOZO株式会社	1,250,000	6.3
堺 昌彦	800,000	4.0
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	789,300	3.9
山中 篤史	731,600	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	724,600	3.6
スギホールディングス株式会社	551,200	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	532,000	2.6
中村 沢司	460,600	2.3
春田 真	445,200	2.2

(注) 持株比率は自己株式478株を控除して計算しております。

当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第9回 (909円)	2016年1月1日～ 2024年11月26日	1,010個	普通株式 202,000株	1名
	第10回 (208円)	2019年1月1日～ 2023年2月28日	570個	普通株式 114,000株	1名
	第11回 (318円)	2016年5月31日～ 2023年5月30日	1,535個	普通株式 307,000株	1名
	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	40個	普通株式 8,000株	2名
	第16回 (1,100円)	2019年3月11日～ 2029年3月8日	6,354個	普通株式 1,270,800株	1名
監査役	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	20個	普通株式 4,000株	1名

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度において発行した新株予約権の2019年9月30日現在の状況は次のとおりであります。

回次 (行使価額) (注1)	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数 (注1)
第13回 (注2) (1,155円)	2019年3月11日～ 2021年3月5日	-	-
第14回 (1,320円)	2019年3月11日～ 2021年3月5日	1,521個	普通株式 304,200株
第15回 (1,534.5円)	2019年3月11日～ 2021年3月5日	2,281個	普通株式 456,200株

(注) 1. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。表中の行使価額及び新株予約権の目的となる株式の数は当該株式分割に伴う調整後の値となっております。

2. 第13回新株予約権は当事業年度中に全て行使が完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石見 陽	代表取締役社長	株式会社EP綜合 取締役
林 光洋	取締役	株式会社Mediplat 代表取締役 株式会社フィットプラス 取締役 株式会社ベータカタリスト 取締役
安島 孝知	取締役	株式会社CDIメディカル 代表取締役CEO 株式会社コーポレイトデイルクション 取締役 日水製薬株式会社 取締役
末吉 俊一	常勤監査役	株式会社Mediplat 監査役 株式会社フィットプラス 監査役
葉山 孝	監査役	公認会計士葉山孝事務所 代表
佐藤 弘康	監査役	法律事務所Comm&Path

(注) 1. 監査役葉山 孝氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役安島孝知氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役末吉俊一氏、葉山 孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。

(1) 就任

2018年12月19日付開催の第14回定期株主総会において、安島孝知氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2018年12月19日付開催の第14回定期株主総会終結の時をもって、取締役宮田俊男氏は任期満了のため退任いたしました。

4. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能の強化、及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員には次の5名を選任しております。

執行役員 福村 彰展 CTO室長

執行役員 天坊 吉彦 メディカルサービス事業部長

執行役員 平林 利夫 経営管理部長

執行役員 高橋 宏幸 セルフケアプラットフォーム事業部 副事業部長

執行役員 冬木 裕人 MIS事業部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役4名 40,080千円 (うち社外2名 3,900千円)

監査役3名 14,100千円 (うち社外3名 14,100千円)

(注) 期末現在の人員数は取締役3名、監査役3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 安島孝知	19回中19回	100%	—	—
監査役 末吉俊一	25回中25回	100%	19回中19回	100%
監査役 葉山孝	25回中25回	100%	19回中19回	100%
監査役 佐藤弘康	25回中25回	100%	19回中19回	100%

(注) 取締役安島孝知氏は、2018年12月19日開催の第14回定時株主総会で取締役に選任されており、就任後の開催回数であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役及び各監査役は、それぞれの得意分野の見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役及び各監査役の重要な兼職先は「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役安島孝知氏、社外監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,050千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることいたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「Mission」「Vision」「Credo」及び規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び使用人に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
- ② 取締役会は、コンプライアンスに関する規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに取り組むための体制を整備してまいります。
- ③ 代表取締役社長は、「リスクマネジメント規程」に基づきコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理体制の整備及び問題点の把握に努めてまいります。
- ④ 取締役会は、経営管理部長、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘル普ライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
- ⑤ 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
- ⑥ 内部監査担当部署は、「内部監査規程」に基づき各部署におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
- ⑦ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスクマネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものといたします。
- ② 情報セキュリティ管理規程、個人情報取扱規程に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものといたします。
- ③ 万一不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
- ② 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものといたします。
- ③ 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものといたします。

(5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るために体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役より職務を補助すべき使用者を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用者を設置することといたします。
- ② 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。

③ 上記1号に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて隨時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
- ② 取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
- ③ 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

ロ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、ヘルプライン規程を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口は経営管理部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備しております。
- ② 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の待遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。
- ② 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、または稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当社は上記内部統制システムの構築を行っており、かつ、取締役会及びリスクマネジメント委員会において、継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務又は社内規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

また、内部監査担当部署は監査役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、社内ビジネスプロセス・経理財務・情報システム・人事労務の各視点から内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款、社内規程等に整合していることを検証しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,662,197	流 動 負 債	497,171
現 金 及 び 預 金	3,129,112	買 掛 金	7,363
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	502,554	未 払 金	115,541
商 品	299	1 年 内 収 済 予 定 の 長 期 借 入 金	53,896
そ の 他	30,231	未 払 法 人 税 等	77,633
固 定 資 産	347,774	賞 与 引 当 金	48,890
有 形 固 定 資 産	61,862	ポ イ ン ト 引 当 金	67,152
建 物	14,365	そ の 他	126,694
工具、器具及び備品	32,366	固 定 負 債	98,474
建 設 仮 勘 定	15,130	長 期 借 入 金	98,474
無 形 固 定 資 産	132,794	負 債 合 計	595,645
の れ ん	14,166	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	79,828	株 主 資 本	3,242,029
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	38,799	資 本 金	1,306,734
投 資 そ の 他 の 資 産	153,117	資 本 剰 余 金	1,523,780
関 係 会 社 株 式	13,926	利 益 剰 余 金	411,964
敷 金	88,133	自 己 株 式	△448
繰 延 税 金 資 産	51,057	新 株 予 約 権	19,469
資 産 合 計	4,009,972	非 支 配 株 主 持 分	152,826
		純 資 産 合 計	3,414,326
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,009,972

連 結 損 益 計 算 書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,045,538
売 上 原 価		928,356
売 上 総 利 益		2,117,181
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,558,750
営 業 利 益		558,431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
消 費 税 等 免 除 益	10,156	
そ の 他	681	10,858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,198	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,169	
為 替 差 損	26	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18	
新 株 予 約 権 発 行 費	11,584	
そ の 他	370	14,367
経 常 利 益		554,922
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,472	2,472
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		557,394
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	137,719	
法 人 税 等 調 整 額	△8,449	129,270
当 期 純 利 益		428,124
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		33,274
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		394,850

連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	701,813	918,859	17,114	△145	1,637,642	11,693	119,552	1,768,888
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	604,920	604,920	-	-	1,209,840	-	-	1,209,840
自己株式の取得	-	-	-	△303	△303	-	-	△303
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	394,850	-	394,850	-	-	394,850
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	7,776	33,274	41,050
当期変動額合計	604,920	604,920	394,850	△303	1,604,387	7,776	33,274	1,645,438
当期末残高	1,306,734	1,523,780	411,964	△448	3,242,029	19,469	152,826	3,414,326

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高木政秋印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤裕之印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メドピア株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第15期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上のこととおり報告いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月18日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末吉俊一印

社外監査役 葉山孝印

社外監査役 佐藤弘康印

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,180,391	流動負債	394,375
現金及び預金	2,740,495	未払金	79,179
受取手形及び売掛金	394,583	1年内返済予定の長期借入金	53,896
前払費用	20,783	未払費用	6,293
その他の	24,528	未払法人税等	56,680
固定資産	366,986	前受金	49,631
有形固定資産	61,862	預り金	3,895
建物	14,365	賞与引当金	41,716
工具、器具及び備品	32,366	ポイント引当金	67,152
建設仮勘定	15,130	その他の	35,931
無形固定資産	109,094	固定負債	98,474
のれん	14,166	長期借入金	98,474
ソフトウェア	72,605	負債合計	492,849
ソフトウェア仮勘定	22,322	純資産の部	
投資その他の資産	196,029	株主資本	3,035,058
関係会社株式	13,948	資本金	1,306,734
関係会社長期貸付金	240,000	資本剰余金	1,329,158
敷金	88,133	資本準備金	1,329,158
繰延税金資産	43,850	利益剰余金	399,615
貸倒引当金	△189,902	その他利益剰余金	399,615
		繰越利益剰余金	399,615
		自己株式	△448
		新株予約権	19,469
		純資産合計	3,054,528
資産合計	3,547,378	負債・純資産合計	3,547,378

損 益 計 算 書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,283,375
売 上 原 価	595,738
売 上 総 利 益	1,687,637
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,230,122
営 業 利 益	457,514
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,537
為 替 差 益	8
業 務 受 託 料	6,720
そ の 他	451
	8,717
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	949
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18
新 株 予 約 権 発 行 費	11,584
そ の 他	369
	12,921
経 常 利 益	453,310
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,472
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	35,051
税 引 前 当 期 純 利 益	420,730
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	118,344
法 人 税 等 調 整 額	△1,241
当 期 純 利 益	303,627

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)
2019年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その 他 利益剰余金	利 液 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	701,813	724,237	724,237	95,987	95,987
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	604,920	604,920	604,920	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	303,627	303,627
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	604,920	604,920	604,920	303,627	303,627
当 期 末 残 高	1,306,734	1,329,158	1,329,158	399,615	399,615

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△145	1,521,893	11,693	1,533,586
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	1,209,840	—	1,209,840
自己株式の取得	△303	△303	—	△303
当 期 純 利 益	—	303,627	—	303,627
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	7,776	7,776
当 期 変 動 額 合 計	△303	1,513,165	7,776	1,520,941
当 期 末 残 高	△448	3,035,058	19,469	3,054,528

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月15日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高木政秋印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤裕之印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メドピア株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月18日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	末 吉 俊 一 印
社外監査役	葉 山 孝 印
社外監査役	佐 藤 弘 康 印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング
2階大会議室
T E L : 03-6214-3086



交 通：
● 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A6番出口より徒歩3分
● JR総武本線「新日本橋」駅
5番出口より徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。